

船舶事故調査報告書

平成25年8月1日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成25年3月22日 00時30分ごろ～3月23日 09時00分ごろの間）
発生場所	不明（山口県防府市野島漁港～防府市所在の周防野島灯台から真方位107° 2.3海里（M）付近の間）
事故調査の経過	平成25年3月27日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 ^{たいほう} 泰宝丸、4.9トン YG3-52351（漁船登録番号）、個人所有 11.54m（Lr）×2.84m×1.09m、FRP ディーゼル機関、48kW（動力漁船登録票による）、昭和62年7月25日
乗組員等に関する情報	船長 男性 72歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和49年9月27日 免許証交付日 平成20年10月6日 （平成26年2月19日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	漁網巻揚げローラー駆動用ベルトを切断
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、小型底びき網漁のため、平成25年3月22日00時30分ごろ野島漁港を出港した。 船長の家族は、23日早朝になっても船長が帰ってこないで、08時00分ごろ所属する漁業協同組合に捜索を依頼した。 僚船の5人の船長は、救急艇に乗って捜索を行い、09時00分ごろ、周防野島灯台から真方位107° 2.3M付近において、本船の漁網巻揚げローラー（以下「本件ローラー」という。）に巻き込まれた状態で死亡していた船長を発見した。 救急艇に乗船中の僚船の船長のうちの1人は、漁業協同組合を通じて海上保安部に連絡し、海上保安部の監視取締艇が船長を収容したのち、僚船の別の船長が本船を操船して野島漁港に入港した。

	船長の死因は、胸部圧迫による窒息であり、死亡推定時刻は、3月22日昼頃と検案された。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、気温 約12℃、視界 良好 海象：波 なし
その他の事項	<p>船長は、約58年間漁業に携わり、ふだん、02時ごろ出港し、防府市野島沖～山口県下松市火振岬沖の間での小型底びき網漁を行い、翌日の早朝に帰港していた。</p> <p>船長の健康状態は、良好であった。</p> <p>船長は、発見当時、操舵室後方に設置された本件ローラーにうつぶせの状態引き綱のワイヤロープ及び合成繊維製ロープに巻かれていた。</p> <p>本件ローラーは、大きさが横約1.5m、高さ約1mのステンレス製であり、機関直結のゴム製ベルトにより、駆動されていたが、発見当時、同ベルトは切断していた。</p> <p>本件ローラーは、操舵室左舷側後部に設置された操作レバーを上方に動かせば、駆動するものであったが、発見当時、木片によって同レバーが上方の位置に固定されていた。</p> <p>本船は、発見当時、機関及び本件ローラーが停止状態であった。</p> <p>引き綱は、ワイヤロープ部分が直径約24mm、長さ約200m、その先に付いている合成繊維製ロープ部分が直径約16mm、長さ約30mであった。</p> <p>船長は、カップ上下及びゴム手袋を着用し、長靴を履いていた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	不明 不明 不明 <p>船長の死因は、胸部圧迫による窒息であった。</p> <p>本船は、小型底びき網漁のため、22日00時30分ごろ野島漁港を出港したのち、23日09時00分ごろ、周防野島灯台東南東方沖において、船長が本件ローラーに巻き込まれた状態で発見されたので、この間において、船長が、操舵室と本件ローラーの間で揚網作業中、本件ローラーに巻き込まれたことから、死亡するに至ったものと考えられるが、巻き込まれた状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	本事故は、本船が、野島漁港を出港したのち、周防野島灯台東南東方沖に至る間で揚網作業中、船長が本件ローラーに巻き込まれたため、発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・揚網作業中、漁ろう機械類は、異常事態に対処できるよう、常時、停止できる状態で使用すること。